

第 2 6 次東京都消費生活対策審議会

第 3 回合同部会

令和 4 年 1 月 1 8 日（月）

オンライン

(午後 1 時 3 0 分 開会)

○企画調整課長 お時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。事務局を担当しております消費生活部企画調整課長の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、皆さん分かっていらっしゃるかと思いますが、念のためにオンライン操作について、御説明いたします。ハウリング防止のため、発言されるとき以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦、会議から退出していただいて、再入室を試みていただければと思います。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめ、お伝えしております緊急用の電話番号に御連絡をお願いいたします。

本日は、検討部会及び消費者教育推進協議会の合同開催とさせていただきます。

それでは、鹿野部会長、よろしくお願いいたします。

○鹿野部会長 ただいまから、東京都消費生活対策審議会、第 3 回合同部会を開会いたします。

検討部会の部会長を務めます鹿野です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局から、定足数の報告と資料の確認をお願いいたします。

○企画調整課長 本日の出席状況でございますが、部会ごとに御報告をさせていただきます。

検討部会は、5 名の委員で構成され、現在御出席いただいております委員の方は 4 名、本日、西田委員は御欠席の連絡をいただいております、委任状が 1 通でございます。

次に、消費者教育推進協議会につきましては、委員 6 名、専門員 3 名で構成されており、現在御出席をいただいております委員の方は 5 名、小野委員は本日遅れて御出席との御連絡をいただいております。

いずれの部会につきましても、東京都消費生活対策審議会運営要綱第 8 に定めます、委員の半数以上の出席という定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本会議は原則公開といたしまして、本日の内容は、都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことを御了承願います。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 が、委員名簿、資料 2 が、幹事・書記名簿、資料 3 が、東京都消費生活対策基本計画の改定について「中間のまとめ」に対する意見の募集結果（案）、資料 4 が、答申（案）でございます。

以上でございます。

○鹿野部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思います。

1 1 月 2 2 日の総会の後、各委員の意見を反映した形で、「中間のまとめ」を取りまとめました。そして、1 2 月 3 日から 1 月 4 日まで、意見募集を行ったところでございます。

本日は、意見募集の結果を踏まえ、事務局から答申（案）が示されましたので、その内容について議論をしていただきたいと思います。

では、寄せられた意見の概要等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○企画調整課長 事務局でございます。それでは、御説明いたします。

資料３、中間のまとめに対する意見の募集結果（案）を御覧ください。

１、意見募集の概要でございます。意見の募集を１２月３日から１月４日までの３３日間行いました。募集に当たりましては、東京都や生活文化局のホームページに募集要領等を掲載したほか、T w i t t e rを利用して周知をいたしました。

２、集計結果でございますが、意見の総数は４８件、２人の個人及び４つの消費者団体から御意見が寄せられました。

次のページへ行ってください。

３、意見の概要と審議会の見解・対応につきましては、この表の見方なんですけども、左側が寄せられた意見の概要でございます。御意見の掲載に当たり、趣旨を尊重しながら要約させていただきまして、趣旨が同じ意見はまとめて記載をしております。右側には、意見に対する審議会の見解・対応を記載してございます。意見に対する見解としまして、いただいた御意見は、基本的に、今後都が施策を検討するに当たって参考になるものと考えますが、御意見の趣旨が「中間のまとめ」に含まれているものは、該当するページを示しております。また、対応としまして、御意見の趣旨を踏まえて本文に追記したものでございます。具体的な反映につきましては、資料４の答申（案）を使って一緒に御説明いたします。

まず、第１章、計画改定の基本的な考え方について、２件の御意見が寄せられております。左側の列に番号を振っておりますが、まず意見のNo. １です。「中間のまとめ」では、１、基本計画のこれまでの経緯の最後に、現行の基本計画に位置づけた「３つの視点」と「５つの政策」の柱について記載しましたが、こちらが初めて「中間のまとめ」を御覧になる方にはちょっと分かりづらいという意見でございました。

続きまして、意見のNo. ２は、今回の中間のまとめの検討に当たり、具体的施策の結果の検証をしていると思うが、その過程を分かりやすく示してほしいという意見でございます。これら２つの意見への対応といたしまして、本文に追記をいたしております。審議会の委員の皆様には、昨年５月の総会の際に、現行計画の体系を示して、これまで「３つの視点」に基づき、「５つの政策」の柱に沿って施策を推進してきたことを説明させていただきました。

また、その後の総会や部会では、５つある政策の柱ごとに３年間の取組実績に基づいて課題を整理して、それらの課題の解決に向けた今後の取組の方向性について御審議をいただきました。こうした、これまでの審議の過程について、都民の皆様に分かりやすくお示しするということで追記をいたしております。

具体的な反映につきましては、資料４の答申（案）の２ページを御覧ください。水色の

マーカーで示した部分ですね。この1の基本計画のこれまでの経緯に、現行計画の体系を付け加えていること。

次、2の改定に当たっての基本方針に、実績に基づいて課題を整理した過程を文書で追記をしております。

また、表に戻りまして、第2章、次のページをご覧ください。

3件の意見が寄せられております。No. 3は、社会のデジタル化の進展について、インターネットを利用しない都民への対応に関する御意見でございます。

No. 4は、消費生活情報に関する調査結果から、早急な情報発信の検討が必要という御意見です。

第2章のほうですね。こちらでは、3件の御意見が寄せられております。No. 3は、社会のデジタル化の進展について、インターネットを利用しない都民への対応に対する御意見です。

No. 4が、消費生活情報に関する調査結果から、早急な情報発信の検討が必要という御意見。これらにつきましては、「中間のまとめ」に御意見の趣旨が含まれておりますので、該当ページを記載しております。

No. 5の特商法等の改正、とりわけ契約書面の電子化に係る御意見につきましても、本文の2ページ、先ほど御覧いただきました改定に当たっての基本方針の中に、「国等の動向を踏まえて必要な施策を盛り込んでいくべき」と記載しております。国等の動向の中には、この特商法をはじめとした法改正なども、もちろん含まれておりますので、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれていると記載しております。

次に、第4章、各政策において重点的に取り組む課題と今後の方向性についての御意見でございます。政策1から順に御説明いたしますが、いずれも(3)の今後の取組の方向性に書かれた内容についての御意見になります。

まず、政策1、消費者被害の未然防止と拡大防止、1の被害防止のための注意喚起・情報発信について、6件、御意見が寄せられております。No. 6から9は、デジタル社会に対応した「伝わる」情報発信や、多様な主体との情報提供の場の開拓についての御意見でございます。

No. 10・11は、情報発信の取組について、具体的な御意見をいただいております。御意見の中で、趣旨が中間のまとめに含まれている部分は、該当ページを記載してございます。

続きまして、2、見守りによる消費者被害の防止と早期発見についてでございます。こちら6件になりますが、見守りネットワークの構築、さらに消費者安全確保地域協議会設置に向けた取組を進める上で、様々な具体的な御意見をいただいております、御意見の趣旨が中間のまとめに含まれている部分については、該当ページを記載しております。

No. 16では、見守りネットワークの活性化に向けた情報提供に係る御意見をいただいたので、ここでは、キャンペーンを実施する際に、高齢者が日常生活で利用する施設等で

周知を図っていることを紹介しております。

次に、政策２、不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成。１、悪質事業者の指導・処分の強化については、５件になりますが、デジタル技術に詳しい専門人材の活用、さらに広域で営業する事業者によるトラブルの増加に対応するための国や他県との連携強化につきまして御意見をいただいております、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれておりますので、該当ページを記載しております。

No. 19、こちらは契約書面の電子化を見据えた対応について加筆を求める意見でございますが、先ほどのNo. 5の御意見の部分で御説明したとおり、第２章の基本方針の中で、国等の動向を踏まえた施策の展開について記載しておりますので、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれているものとしております。

続きまして、２、不当な表示等に対する監視の強化について、効果的な広告監視業務を進めるための監視体制の構築及び国や業界団体等の連携、さらに悪質事業者等や悪質事業者通報サイトの周知につきまして４件の御意見をいただいております、御意見の趣旨は中間のまとめに含まれておりますので、該当ページを記載してございます。あわせて、悪質事業者通報サイトの実績につきまして、東京くらしWEBの中に掲載していることを紹介しております。

続きまして、３、健全な市場の形成につきまして、３件になりますが、事業者のコンプライアンス意識向上に向けた取組を進めるに当たって、様々な具体的な御意見をいただいております。御意見の趣旨が含まれている該当ページを記載するとともに、コンプライアンス講習会の中で、個人情報の保護に関する内容を取り上げていることも紹介しております。

次に、政策３、消費生活の安全・安心の確保につきまして、４件の意見が寄せられました。安全意識の向上を促す交流型デジタルプラットフォームの構築につきまして、取組を期待するといった御意見をいただきましたので、御意見の趣旨が中間のまとめに含まれる部分は、該当のページを記載しております。

その中で、No. 30になりますが、文書だけではプラットフォーム構築の内容が分かりにくいという御意見をいただいておりますので、これに関してはイメージ図を追記いたしております。具体的な反映部分については、答申（案）の４６ページになります。都民の皆様に分かりやすくお伝えするということで、部会や中間のまとめの概要資料に載せていた図を、バージョンアップして追加しております。

次に、元の表に戻りまして、政策４、消費者教育の推進と持続可能な消費の普及につきまして、こちらには６つの項目がありますが、１、成年年齢引下げに対応した消費者教育から順に御説明いたします。

成年年齢引下げを目前に控え、消費者教育の充実について７件の御意見をいただいておりますので、２ページにわたって紹介しております。No. 34と35は趣旨が同じでしたので、まとめて記載をしましたが、今後の取組の方向性に沿った施策の実施について、

前倒しを求める御意見でございます。こちらは、今後、都が施策を検討するに当たって参考になる御意見であり、あわせて都においては、これまでに委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、現在進行形で検討を進めているものもありますので、必要な施策について取組を進めていることを記載しております。

次のページは、教育プログラムの充実や若者キャンペーン等についての意見です。中間のまとめの中で、御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。一番下の段、No. 40 ですけども、この後御説明いたします2の急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育に係る意見でございますが、消費者教育の推進に当たっては、地域の消費者団体、NPO、PTAなど身近で活動している団体の力が重要であり、団体の活動への支援についての御意見でございます。

こちらの御意見への対応につきましては、「中間のまとめ」では、34ページ、第3章の視点3、多様な主体との連携・協働による取組の強化、また60ページの第4章の最後で、その他、各政策共通ということで、区市町村をはじめ多様な主体との連携による施策の推進に、計画全体にわたって多様な主体との連携による施策の推進が必要であることを記載しておりますが、今回御意見をいただいた部分では、「関係機関等とも連携」というシンプルな表現になっていましたので、いただいた御意見を踏まえて2か所、追記をいたしております。

具体的な追記をした部分ですけども、答申（案）の50ページを御覧ください。1か所目は、「幅広い主体に対する消費者教育の実施」の中で、水色でマーカーをした部分になりますが、「関係機関」の前に「消費者団体やNPOなど」を追記しております。

2か所目、52ページになりますが、「多様な消費者に寄り添える環境の整備」の部分で同じように、「関係機関」の前に追記をしております。

では、元の表に戻りまして、2の急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育につきましては、アプリやW i - F i等の通信環境など、具体的な内容も含め御意見を3件いただいております。中間のまとめの中で御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。

次のページ、3番目、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進につきまして、民間企業等と構築するプラットフォームによる、都民の行動変容につながる協働プロジェクトの展開に対して取組を期待するといった御意見をいただいております。中間のまとめの中で御意見の趣旨が含まれているページを記載しております。

次に、政策5、消費者被害の救済では、新たなサービス・技術等に対する相談体制の強化や、多様な主体への相談体制の充実について御意見が4件寄せられており、中間のまとめの中で御意見の趣旨が含まれているページを記載しております。

No. 47は、消費生活センターに当事者である高齢者に限らず、家族や第三者からの相談にも積極的な対応を望むという御意見であり、政策1の見守りネットワークの充実にも関わる内容ですので、そのことを括弧書きで加えております。都では、高齢者の被害専用

相談窓口やヘルパーなど、高齢者の身近にいる方からの通報、問合せ窓口である「高齢消費者見守りホットライン」等を開設し、相談対応を行っておりますので、そのことを紹介するとともに、中間のまとめの中で御意見の趣旨が含まれている部分のページを記載しております。

以上が中間のまとめに対する意見の募集結果でございます。あわせまして、寄せられた意見を反映し追記をした資料４が、答申（案）になってございます。

私からの説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿野部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、答申（案）の内容について意見交換をしていきたいと思っております。答申（案）につきましては、これまでの部会や総会での各委員の意見を踏まえたものとなっております。このため、基本的には中間のまとめに寄せられた意見をどう反映していくか、審議会の見解・対応の記載欄がありますが、この記載が問題ないかという視点で本日は議論をしていただくということになります。また、２月８日に開催する予定の総会では、部会での議論を基に答申をする予定となっておりますので、これらの点を御留意の上、御発言をいただければと思います。

議論をいただく順番についてですが、まずは、ただいま御説明いただきましたとおり、寄せられた意見を反映して文章に追記した部分が５か所ございます。そこで、まずはこれらについて議論をした上で、その後、その他の点について御意見等を頂戴し、自由に議論をしていただければというふうに考えております。よろしいでしょうか。

それでは追記部分について、簡単に確認をさせていただきます。

まず、答申（案）の２ページ、第１章、計画改定の基本的な考え方の部分に２か所の追記がございます。１つ目は、No. １の現行計画に掲げられている「３つの視点」と「５つの政策」の柱が不明であるという意見を受けまして、現行計画の体系を追記しております。

それから、２つ目は、No. ２の現行計画の具体的施策の結果の検証に係る意見を受けて、２、改定に当たっての基本方針に、今回の計画改定に当たっては、取組実績に基づいて今後の課題を整理したことを追記してございます。

これらのまず２点について、反映した文書の記載などについて御意見がありましたら、お願いいたします。皆様、いかがでしょうか。

もし、御意見等がございましたら、挙手のボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

御意見がないようですので、この２ページに追記した２つの点については、御賛成いただいたというふうに理解してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鹿野部会長 それでは、そのように理解させていただき、次に進みたいと思っております。

３番目の追加点ですが、答申（案）の４６ページを御確認ください。４６ページ、これは、４４ページから始まりますところの政策３、消費生活の安全・安心の確保のうちの

(3) 今後の取組の方向性に関する部分でございます。この点、46ページの追記は、先ほどの御意見のNo. 30のところで、安全意識の向上を促す交流型デジタルプラットフォームの構築に対する御意見を受けて追記した部分がございます。

この点について御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

御発言がないようですので、この点につきましても御承認いただけた、御支持いただけたと理解させていただきます。

それでは、次に進みたいと思います。4番目と5番目は、政策4、消費者教育の推進に関わる部分でございます。No. 40の団体等への活動支援についての御意見を受けて、答申(案)で言うと、50ページ及び52ページのところに追記がございます。これは、(3)の今後の取組の方向性について追記した部分でございます。

この点につきまして、50ページ、52ページ合わせて御意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、今の点につきましても、御支持いただいたものと理解させていただきます。

寄せられた御意見を受けて、答申(案)に追記した部分については以上となります。

そのほかの御意見につきましては、先ほどの御説明にもございましたとおり、答申(案)の修正についての御意見というよりは、今後、答申を踏まえて計画の改定を進めていく際の参考となる御意見かと考えております。

そこで、そのような形で審議会の見解・対応という部分が記載されてあろうかと思えます。そこで、この資料3の意見の募集結果と審議会の見解・対応の内容について、さらに御意見がございましたら、どの部分からでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、東京都金融広報委員会事務局長の岡崎様から挙手がありましたので、岡崎様、御発言をお願いします。

○岡崎委員 ありがとうございます。寄せられた意見につきまして、丁寧に御対応いただきましてありがとうございます。

では、申し上げます。36ページですけれども、「8区市においてネットワークが未構築であるが」ということが記載してありますけれども、構築されていれば問題がない状態なのであるかどうかというのが、私はちょっと分かりません。東京都内の区市町村は、相当広域ですので、構築されていても多くの住民がカバーされていない可能性もあるのではないかと思いますので、その点も視野に入れた記述にさせていただければと存じます。

次に、39ページですけれども、中ほどに「専門家から適宜、適切なアドバイス等の支援を得られる体制を確保する必要がある」とございました。その直前のパラグラフで指摘されているデジタル技術に対応した調査方法のところに、「高度な専門知識が求められる」とございますので、適宜、適切なアドバイス等の支援を得られるということで十分なのか、常勤で高度な専門知識をお持ちの方に対応していただく必要があるのではないかと思いますので、その点も含めてご検討いただければと思いました。



次に、45 ページですが、最初の図表の下に、「最近、周囲の大人たちが子供の身の回りの環境を整備して対策を立てることで、予防可能な事故があることが分かっている」と記載がございます。その記述について、もともと周囲の大人たちが子供の身の回りの環境を整備して対策を立てることで予防可能な事故があることは、昔から分かっていることだと思いますので、最近に分かったことのように書かれるのはちょっと不思議な感じがいたしました。道を歩いていると、子供から手を離したり、坂道でローラーブレードを子供が行っているのを、全く手放しで見ているような親御さんも多く見かけられます。そのようなことは元々よくないことであり、最近分かったという記述には少し違和感を覚えたところです。

それから、47 ページの下の方の図で、消費問題教員講座については、令和2年度中止ということで0になったということが記載されているのですが、今後、復活させていく、増やしていくという記述が明示的にはございませんでした。その点について問題意識を持って書いていただけたらありがたいと思いました。

次は、些末な点ですが、49 ページ、下から8行目ほどのところに「1年を切った」とありますが、この答申の公表時点が1月であれば、「3か月を切った」という表現が適切ではないかと思ったところです。

それから、52 ページ、先ほども話題になりました下から6行目ほどのところですが、取り残される消費者が出ないように、消費者教育の創意工夫を図る必要があるということですが、全都民を想定いたしますと、取り残される消費者が出ないようにするというのは、ほぼ不可能なことではないかと思いました。実現可能な目的や目標を掲げるのであれば、「極力出ないように」等の表現が必要ではないかと思ったところです。

それから、54 ページ、ちょうど中ほどのグラフの直下ですけれども、「具体的な消費行動を促進する」のところですが、些末なことですが「具体的な消費行動の変容を」の方が、前後の文脈から適切なような印象を受けました。

また、57 ページに相談処理という表現が使われていますが、処理と言われますと、都民の立場からは、何か面倒なことを処理されるという印象がありますので、相談業務とか、相談対応という言葉の方が適切ではないかと思いました。

57 ページの最初のところです。アイウエオのエ、相談テストとありますが、相談内容に関する商品テストをこのように呼んでいらっしゃるのかと思いますけれども、相談テストという用語には少し違和感がございましたので、一般的な都民の目線から言うと、「相談内容に関する商品テスト」としていただいた方が適切ではないかと思ったところです。以上です。

○鹿野部会長 ただいま、いただきました御指摘等について、御指摘の中には表現ぶり等に関わる部分もあったと思いますし、その点については後ほどまた検討させていただくということになろうかと思いますが、現時点で、事務局から何かございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○特別機動調査担当課長 東京都の特別機動調査担当課長の西尾と申します。

私からは、39ページに関しまして回答させていただきたいと思います。

適宜、適切なアドバイスをもらう体制について、これは、もちろんそういう体制はつくっていききたい。かつ、その文章の下の方に、「幅広い人材を登用」というふうに書いてございます。したがって、私どもの希望としましては、専門的知識を持つ職員を採用して、このデジタル化に対応して業務をしていききたいと、そういうふうと考えておるところでございます。

単にアドバイスをもらうだけではなく、職員自身も学んで、デジタル化に対応できるようにしていきたいという考えでおります。もちろん、本当に専門的な知識につきましては、なかなか職員でというのは難しいものですから、専門家から助言をいただける機会の設定については、引き続き対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○岡崎委員 ありがとうございます。御趣旨は分かりました。

起こっている問題からすると、ハッカー対策であるとか、相当高度なことに常時対応をしていかないと解決できないような印象を受けたものですから、コメントさせていただきました。仰せのような研修を受けて、これまでいらっしゃる職員の方が対応されることで十分なのかどうかと思ったので発言させていただいたところですが、早速御回答いただき、ありがとうございました。

○鹿野部会長 その他の点につきまして、何か事務局からございますか。

○活動推進課長 センターの馬渕です。岡崎委員、いつもお世話になっております。ありがとうございます。

○岡崎委員 こちらこそお世話になっております。

○活動推進課長 書きぶりも含めて細かなところまで見ていただいた上に、御意見、本当にありがとうございます。幾つかいただきましたけれども、例えばネットワークの部分や47ページの消費者問題教員講座などの書きぶりであるとか、あと、商品テストのところですね。いただきました御意見を参考にさせていただいて、適切な表現にしていきたいと思います。

都民に対しての対応、今後の消費者行政の進め方、取組が正確に伝えられる言葉のアドバイスまで、細かく御指摘、御助言、本当に助かります。ありがとうございます。

以上です。

○岡崎委員 ありがとうございます。

○鹿野部会長 事務局からは、よろしいでしょうか。

今、かなり多くの御意見、御指摘をいただきましたので、特に書きぶり等については、今後、御指摘を受けて検討させていただくということにさせていただきたいと思います。特にニュアンスが、思ったような形で伝わりにくいということもございますし、それから、都民から、分かりにくいというような御指摘も含まれていたものと思いますので、そのよ

うな点につきましては積極的に、趣旨がうまく伝わるようにという角度から修文をするということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○岡崎委員　ありがとうございました。

○鹿野部会長　ほかに御意見は、いかがでしょうか。

○平澤委員　平澤です。

さっき岡崎さんがおっしゃっていたところなんですけど、49ページの成年年齢のところ、あと1年を切ったというところですよ。私もちょっと読んでいて、あれ、ちょっとこれはおかしいかなというふうに思ったところです。なので、さっき岡崎さんがおっしゃったように、あと3か月とか、2か月か、ちょっとその辺りの表現をしていただければなと思ったことと、それから、意見のほうの34番、35番で、前倒ししてくださいというように話が書いてあって、それは必要に応じて取組をしますと書いてあって、結局、令和4年の4月から施行されるんですけど、基本計画は5年度からなので、1年、タイムラグがあります。で、今やっているこの答申は、令和5年度からの話だから、ちょっとタイムラグがあるので、表現ぶりが難しいのかなというふうに、ちょっと思ったりしました。

例えば、この答申としては3か月を切って今、答申するんだからいいんでしょうけど、5年度からの計画について意見を述べているわけで、じゃあ4年度は、今、現行の基本計画でやっているわけですけど、その中で当然やっているわけですけど、それが継続するような形の書きぶりというのが、何か、多少あったほうがいいのかというふうに、今、思ったところです。多少、思いつきかもしれませんが、その1年のタイムラグのことだけなんで、あんまり中身的にはそんなに大きい問題じゃないかもしれませんが、読んでいてその整合性があると分かりやすいかなというふうに思いました。岡崎さんがおっしゃっていたことを聞いて、そういうふうに思ったので、発言をさせていただきました。よろしくお願いします。

○鹿野部会長　ありがとうございました。時期に関わる問題について、御指摘をいただきました。何か事務局のほうでございますか。

○企画調整課長　事務局、加藤です。

ありがとうございます。書きぶりの話なので、要は3か月切っている、プラス、今も、現行も既にずっとこの間、取り組んできているというところの部分が分かりやすくなるように、ちょっと書きぶりを変えればいいのかと思いますので、そのようにさせていただければと思います。ありがとうございます。

○鹿野部会長　ありがとうございました。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

原田委員、お願いします。

○原田委員　原田です。すみません。ありがとうございました。

答申（案）とか、全然私のほうは、何も異議等はございませんので。ただ、皆様の御意見を拝見させていただいて、いろいろな気づきがあったので、何かそれをちょっと感想的

な話で、思ったことをお話しさせていただければというふうに思います。

1つ目は、やはりネットの広告に関しまして、御意見のほうも20番以降のところに幾つかいただいていたように、やはり、広告に関する御興味というか、御意見みたいなものとか、御意識みたいなものの問題意識を持っていらっしゃる方が、やはりいらっしゃるんだなということで、要は、連携というほかの行政とかの連携というものの重要性というのが、やはりいろいろなところで指摘されておりまして、それは本当にそのとおりだなと、意見を一つ一つ拝見しながら思わせていただきまして、なぜかという、インターネットのアフィリエイトを含めたインターネット広告というのは、その文章に、答申（案）にありますように、毎日のように変えることができちゃうということとともに、実は場所によってもテクニカル的に変えることができるので、同じ日に同じ広告を同じこのページとかURLを見ていても、アクセスする場所によっても変えるということができるということは、例えば別のところから同じところを見ている人が、違うものを見ているという可能性も考えて、やっぱり広告が違っているというような視点では、やはり、ほかの行政とかと何かしらの問題点を考えるときには連携を取るというようなことが、要は一時期にいろんなところで同じところを見たときに、本当に全てが同じものが出ているのかどうかというようなところの検証みたいなものが、ある程度必要な場面が出てくるんだろうなというようなことを、ちょっと拝見させていただいて、何か思ったところが1つというところで、それはもう専門的な方を今後、そういうような方として、アドバイザーとしてそういうような、入れていただくというような点では必要な部分かなというふうに思ったのが1点です。

あと、もう1つだけなんですけれども、多様な主体に対する相談体制ということで、高齢者とか、障害者とかというところを主に見てきていたんですけれども、私も相談を受けている立場として、最近ちょっと、意識しなければいけないなというふうに思ってきたのが、いわゆる、LGBTの方々に対して、例えば相談を受けるときに、電話相談の場合は、何か多分、声で性別を分けてしまう。わざわざ、あなたは男ですかみたいなふうに聞くこともないとは思いますが、じゃあ、その御家族の話みたいなところになったときに、そのパートナーに対して無意識に、例えば相談員さんの方が女性の方だったならば、じゃあ、旦那さんはどうなのとか、パートナーの方が、じゃあ彼氏はどうなのみたいなふうに言ってしまうようなその意識というところを、そろそろ考えなければいけない時期に来ているのかなということで、何でこんなことを言うかということ、我々はオンラインで相談を受けているんですが、性別を入れていただくコーナーがありまして、それはもう当然その消費者相談というのは分析をしますんで、分析のところ、やはり男性や女性の属性によって相談の内容とか、トラブルの内容が違ってきますので、当然、性別ということは重要なその分析のファクターではあるんですけれども、とはいえ、そこで性別を聞いてしまうということで、二の足を踏んでしまうような、相談の方を取りこぼしてしまうというようなことを大いに反省したわけなんです。

なので、そういうような私たち相談を受ける側についても、そろそろそういうLGBTみたいなことをきちんと考えて、意識を持って相談に当たるというような視点も大事なのかなというところを、その多様性の主体への相談体制というようにところで感じた部分ではございます。

以上でございます。

○鹿野部会長 ありがとうございます。そうですね。まさに2点とも確かにそうだというふうに私個人も感じました。どうも貴重な御意見をありがとうございます。

ほかに、何か御意見等はございませんでしょうか。せっかく皆様にお集まりいただいておりますので、ほんの少しだけ予定時間までにまだ時間がありますので。

末吉委員、お願いします。

○末吉委員 どうもありがとうございます。いろいろと御説明いただき、よく理解できました。

私からは、都民の皆様からいただいた御意見で、13ページ、番号としては44番の御意見を読んだ上で、もう一度答申（案）を見直し、読み返したところで、1つだけ、感想と、それからもう1つ、気づいた点でお伺いしたいことがありましたので、申し上げます。

答申（案）の中で言うと、44番の御意見をいただいた後に、54ページの答申（案）のところを見て、やはりエシカル消費の意義をもう少しきちんと都民の皆様にも知っていただかなくてはいけないんだろうなということを感じました。新しくグラフが前回から追記されたと思うんですけれども、ここを見ていただくと、13.8パーセントの方たちが、本当に環境問題や社会問題に配慮しているか疑わしいということ、エシカル消費を実践しない理由として挙げていらっしゃいます。エシカル消費についてよく分からないという方たちもたくさんいらっしゃるので、エシカル消費の本質的なことですか、エシカル消費の意義ということに従業員の方や経営者の方たちのみならず、やはり、今後の取組の方向性の中でも、きちんと都民の方たちにも、さらに伝えていかなくてはいけないと感じた次第です。（3）の今後の取組の方向性の中では、「これまでの普及啓発から一歩進んだ」と書いてありますけれども、これまでの普及啓発にも、より力を入れて普及していかなくてはいけないということ、表に出して伝える必要があると感じました。

それからもう一点、質問です。先ほどのグラフはどこの調査のものなのでしょうか。出典を記載したほうがいいのではないかと思ったのと、私自身もこのグラフがどこから来たものなのか確認がしたくて、質問をさせていただきました。

すみません。私の思っていることが伝わったか分からないんですけれども、よろしくお願いいたします。

○鹿野部会長 ありがとうございます。1点、後のほうが御質問ということで、1点、先のほうが御意見ということでございました。

事務局からありますか。お願いします。

○企画調整課長 企画調整課長の加藤です。先生、ありがとうございます。

まず、グラフのほうなんですけど、すみません、これは出典を単純に入れ忘れです。ある民間の大手広告代理店が調査をした結果のグラフでございますので、出典をしっかりと入れたいと思います。

それと、普及啓発、今回の一歩先を進んだということになったんですけど、おっしゃるとおり、一歩進んだ行動変容を促すような取組も、やっていく必要があるし、今までやってきた普及啓発もやっていくというのは、もうこれは当然のこととして、そこがちょっと確かにこれだと、普及啓発はもうよくて、もう行動変容だけだというふうに見られちゃうと、ちょっと違うかなと思いますので、ここは、ちゃんとエシカル消費の意義をしっかりと伝えつつ、それを踏まえてちゃんと行動を変えていただくというところにつなげていけるような形で、我々やっていきたいと思っていますので、そこが分かりやすくなるような表現があるかどうか、ちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○末吉委員 ありがとうございます。御対応いただけたら大変助かります。ありがとうございます。

○鹿野部会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほぼ予定した時間になってまいりましたので、それでは御意見はここまでとさせていただきます。皆様、本日は、様々な観点から貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。本日いただいた意見なども踏まえまして、最終的に総会に報告する答申（案）については、私、鹿野と平澤部会長に御一任いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○鹿野部会長 特に意見がないということで、御承認いただいたものと受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

では、本日の議論の結果を踏まえまして、そのように進めさせていただきます。

最後に、事務局から何かございましたら、よろしくお願いします。

○企画調整課長 皆様、御意見ありがとうございました。本日の部会での御審議を反映させた答申（案）につきましては、2月8日に開催予定の総会におきまして、鹿野部会長から御報告をいただきます。総会では、答申（案）をお諮りし、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

2月の総会の資料につきましては、改めて送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○鹿野部会長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、本日の合同部会を終了いたします。

本日は、お忙しいところを御協力いただきまして、ありがとうございました。貴重な御意見についても感謝申し上げます。

それでは、終了とさせていただきます。

午後 2 時 2 8 分閉会